

東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更について

文京区都市計画部地域整備課

令和 2 年 2 月

1 これまでの経緯

- ・都市再開発の方針は、都市再開発法第 2 条の 3 に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。
- ・このたび、東京都では平成 27 年 3 月に都市計画決定した都市再開発の方針について「都市づくりのランドデザイン」や「東京都市計画区域マスタープラン」を実効性あるものとして、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るため、都市計画変更するものである。
- ・令和元年 12 月 12 日に東京都知事より文京区長宛に、「都市再開発の方針」の都市計画変更について、都市計画法第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原案資料の作成依頼があった。
- ・文京区では、作成した原案について都市計画審議会において報告したのちに、東京都へ回答する。

2 文京区における都市再開発の方針の都市計画変更について

- (1) 「文. 5 大塚五・六丁目地区」及び「文. 7 千駄木・向丘地区」において、防災街区整備方針との整合を図るため、面積の修正を行う。
- (2) 都市づくりのランドデザインとの整合や都内全域での整合を図るため、名称や文言の一部修正を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

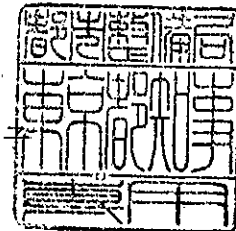
令和 2 年 2 月	都市計画原案の回答（都市計画法 15 条の 2）
令和 2 年度末	都による都市計画変更決定告示予定



3.1 都市整企第 389 号
令和元年 12 月 12 日

文京区長 殿

東京都知事
小池 百合子



「都市再開発の方針」都市計画変更原案資料作成について（依頼）

平素より、東京都の都市整備行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都では平成 29 年 9 月に策定された「都市づくりのグランドデザイン」や改定を予定している都市計画区域マスタープランと整合を図り、都内の再開発を適切に誘導していくため、令和 2 年度末に都市再開発の方針の都市計画変更を予定しております。

つきましては、都市計画法第 15 条の 2 第 2 項に基づき、下記のとおり原案資料の作成を依頼いたしますので、資料作成をお願いいたします。

記

- 1 提出資料 都市再開発法第 2 条の 3 に定める都市再開発の方針に係わる次の資料
(1) 計画書一式
(2) 集計表
(3) 電子データ
(4) 計画図
※詳細は添付の作成要領を参照
※都市再開発の方針を定めない場合には、様式 A のみ提出のこと
- 2 送付資料 (1) 資料作成要領（別紙 1）
(2) 提出様式（別紙 2）
- 3 提出期限 令和 2 年 2 月 26 日（水）

都市計画審議会等のやむをえない事情により期日までの提出が難しい場合は、個別に対応を決定します。

【 担 当 】

東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課
企画調査担当 渡戸
Tel : 03(5320)5128
E-mail : Ayako_Watando@member.metro.tokyo.jp

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) a 地区の再開発、 整備等の主たる 目標	旧	新	見直し理由 (具体的に)
文京区 文 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部)	文 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部)	文 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部)	
a 地区の再開発、 整備等の主たる 目標	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	
都市づくりのグラウンド デザインの位置付け	<u>センター・コア再生ゾーン</u>	<u>中枢広域拠点域</u>	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に 関する基本的 方針、その他 土地利用計画 の概要	放射 26 号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。	放射 26 号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。	
c 建築物の更新 の方針	老朽木造建築物を不燃化、共同化し、中高層化を図る。	老朽木造建築物を不燃化、共同化し、中高層化を図る。	
d 都市施設及 び地区施設 整備の方針	区画道路の整備を図る。	区画道路の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審判制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 4 街路整備事業 放射 26 号線 (完了) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 都市防災総合推進事業 (完了) 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 4 街路整備事業 放射 26 号線 (完了) 5 都市計画画道路 環状 4 号線 (予定) 6 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	4 区域に存する都市計画事業として追加

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 2 教育の森公園周辺地区 約 32.2ha (文京区西部)	文. 2 教育の森公園周辺地区 約 32.2ha (文京区西部)	大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、若荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	
c 建築物の更新の方針	市街地再開発事業等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。	市街地再開発事業等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。	
d 都市施設及び地区施設整備の方針	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地再開発事業 3 都市開発規制制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 道路事業及び市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (事業中) 4 街路整備事業 放射8号線 (事業中) 地区計画 (決定済) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 道路事業及び市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (事業中) 4 街路整備事業 放射8号線 (事業中) 地区計画 (決定済) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 3 後楽二丁目地区 約 16.6ha (文京区南西部) 良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	文. 3 後楽二丁目地区 約 16.6ha (文京区南西部) 良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	<u>センター・コア再生ゾーン</u> 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	<u>国際ビジネス交流ゾーン</u> <u>中枢広域拠点域</u> 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	都市づくりのグランドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、緑地及び広場等の整備を図る。	区画道路、緑地及び広場等の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済) 4 街路整備事業 放射 25 号線 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済) 4 街路整備事業 放射 25 号線 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 4 千川通り南部周辺地区 約 24.0ha (文京区中央部) 低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	文. 4 千川通り南部周辺地区 約 24.0ha (文京区中央部) 低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	<u>センター・コア再生ゾーン</u>	<u>中枢広域拠点域</u>	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	低層建築物を不燃化及び共同化し中高層化を図る。	低層建築物を不燃化及び共同化し中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設整備の方針	道路、緑地及び広場等の整備を図る。	道路、緑地及び広場等の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了・事業中) 4 地区計画 (決定済) 5 住宅市街地整備総合支援事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (一部完了・一部事業中) 4 地区計画 (決定済) 5 都心共同住宅供給事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	2 記載方法を統一 5 東京都住宅マスタープラン (2017年3月)に整合

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 5 大塚五・六丁目地区 約 25.6ha (文京区西北部)	文. 5 大塚五・六丁目地区 約 27.9ha (文京区西北部)	重複部分を追加し、防災街区に整合
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	都市づくりのグラウンドデザインの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いに おいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いに おいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。	老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設 の整備の方針	区画道路及び公園等の整備を図る。	区画道路及び公園等の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 放射8号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 放射8号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	

(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 6 不忍通り地区 約 18.1ha (文京区北東部)	文. 6 不忍通り地区 約 18.1ha (文京区北東部)	他地区と書き方を統一
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。	
d 都市施設及び地区施設整備の方針	環状4号線、補助94号線、区画道路及び公園等の整備を図る。	環状4号線、補助94号線、区画道路及び公園等の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助94号線 (事業中) 都市計画道路 環状4号線 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 防災生活圏促進事業 (完了) 優良建築物等整備事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助94号線 (事業中) 都市計画道路 環状4号線 (一部完了、一部予定) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 防災生活圏促進事業 (完了) 優良建築物等整備事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	4 記載方法を統一

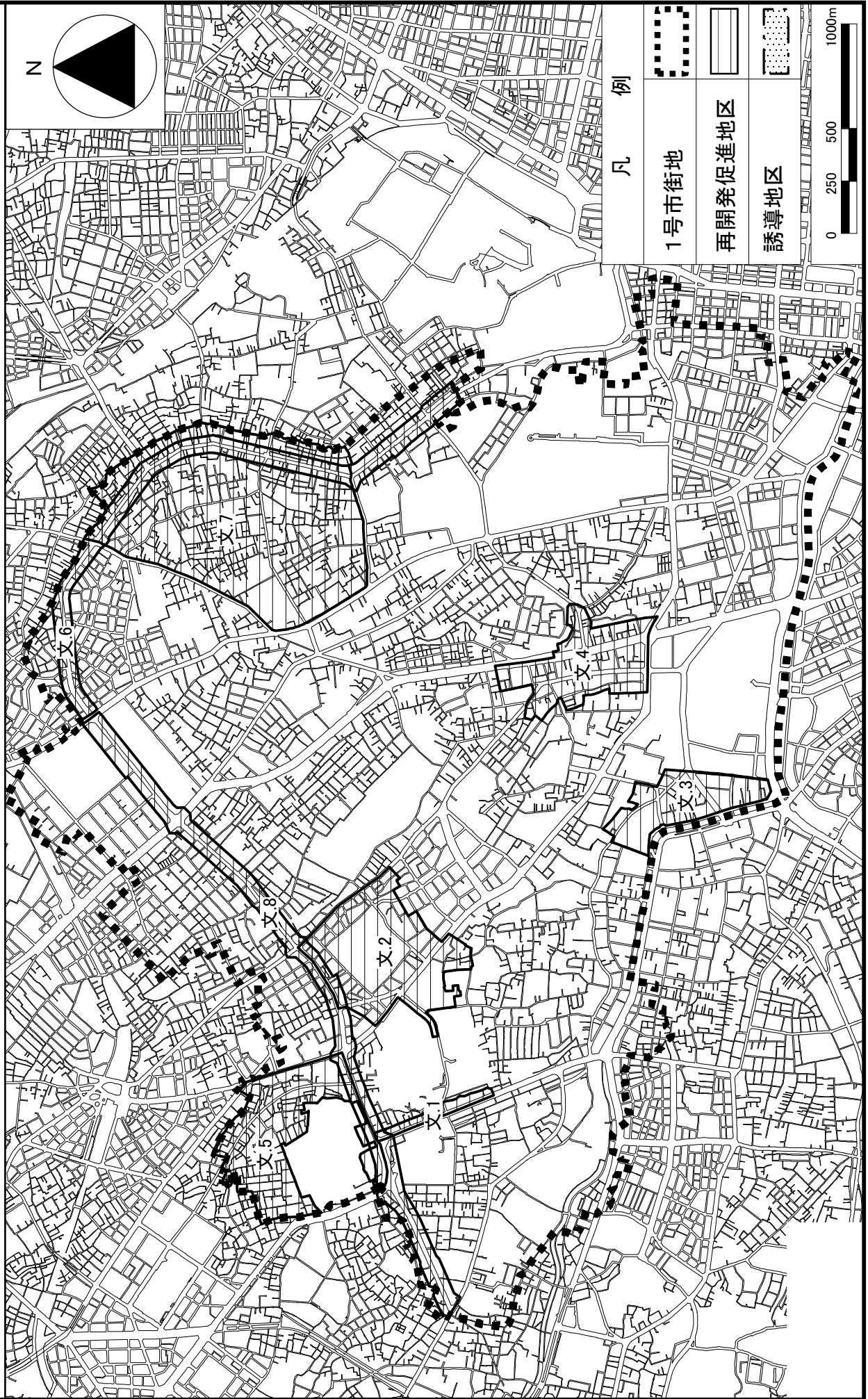
(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 7 千駄木・向丘地区 約 77.8ha (文京区北東部)	文. 7 千駄木・向丘地区 約 88.6ha (文京区北東部)	重複部分を追加
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いに おいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いに おいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。	老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び公園等の整備を図る。	区画道路及び公園等の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は、住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 補助 94 号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 防災生活圏促進事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 優良建築物等整備事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 補助 94 号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 防災生活圏促進事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 優良建築物等整備事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 他地区と書き方を統一

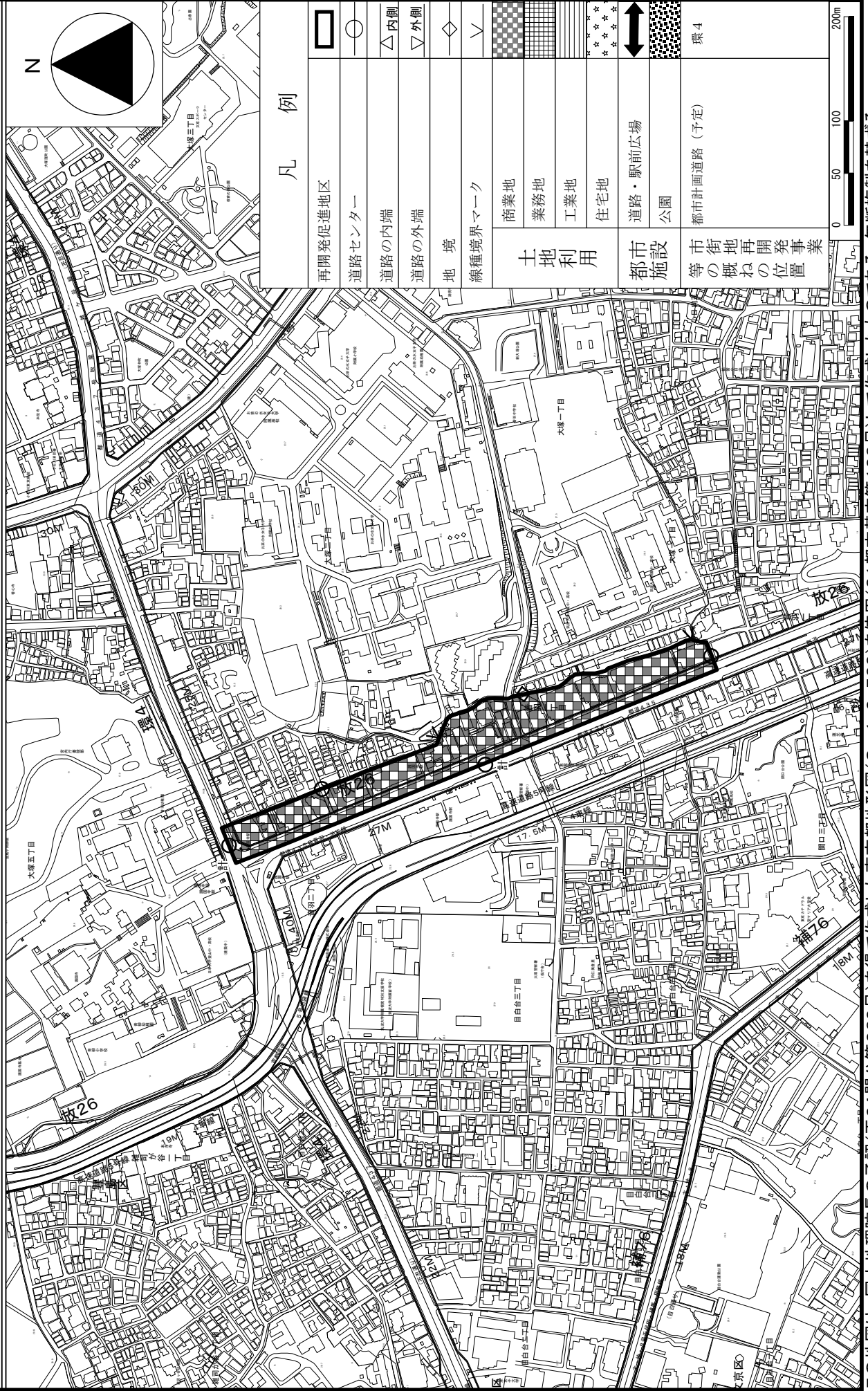
(文京区)

再開発促進地区 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	旧	新	見直し理由 (具体的に)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	文. 8 不忍通り第二地区 約 20.6ha (文京区北西部)	文. 8 不忍通り第二地区 約 20.6ha (文京区北西部)	
都市づくりのグラウンドデザインの位置付け	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。	都市づくりのグラウンドデザインへの位置付けに整合
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	
c 建築物の更新の方針	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。	
d 都市施設及び地区施設整備の方針	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置づけ	環状4号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は、都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 環状4号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	環状4号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 環状4号線 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 他地区と書き方を統一

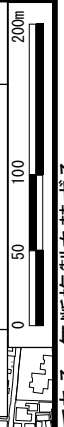
都市再開発方針の附図(総括図)



再開発促進地区 文.1 音羽一・二丁目地区 約3.0ha

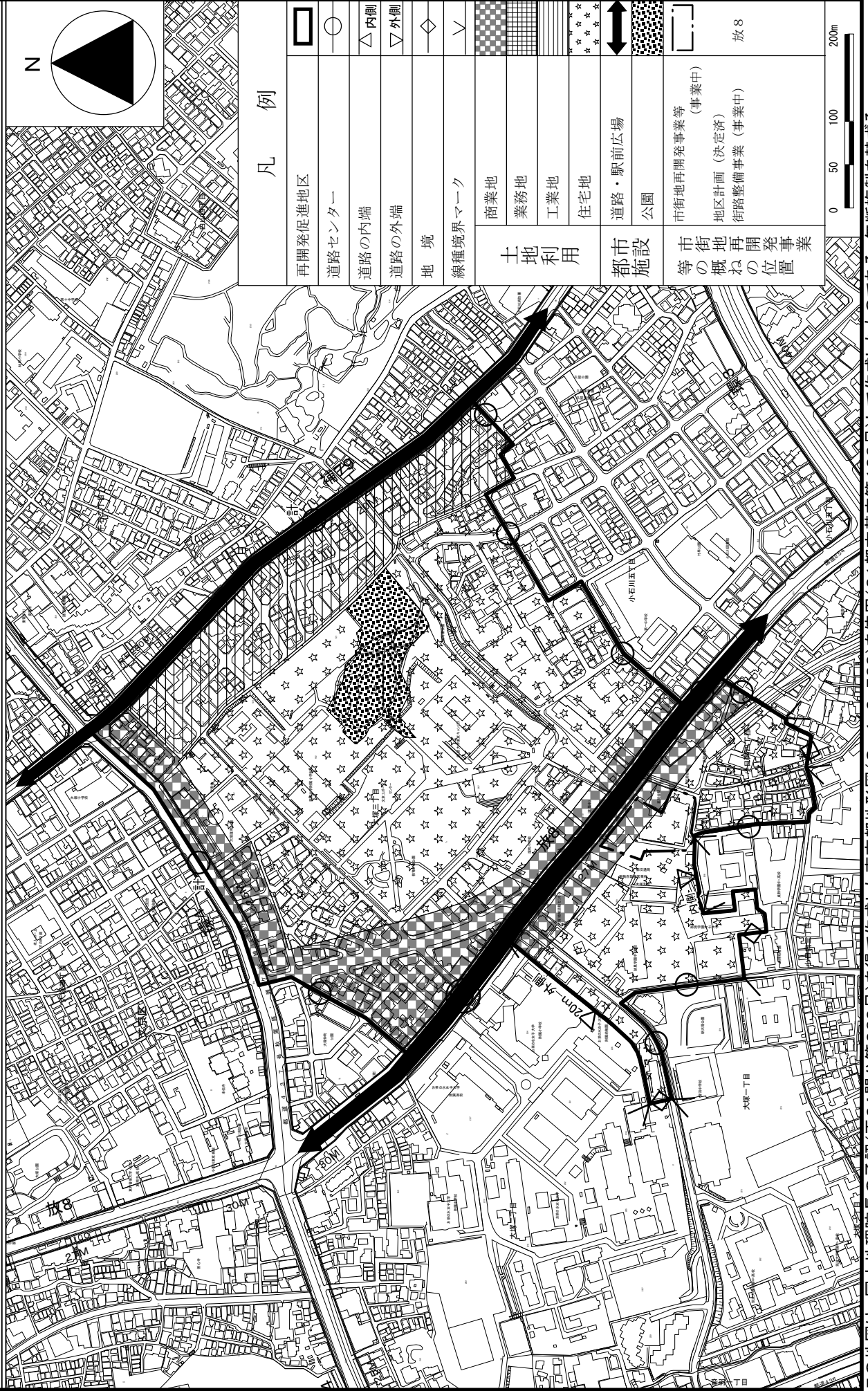


凡 例	
	再開発促進地区
	道路センター
	道路の内端
	道路の外端
	地 境
	線種境界マーク
	商業地
	業務地
	工業地
	住宅地
	道路・駅前広場
	公園
	都市計画道路(予定)
	環 4
	土地利用
	都市施設
	市街地再開発事業等の概ねの位置



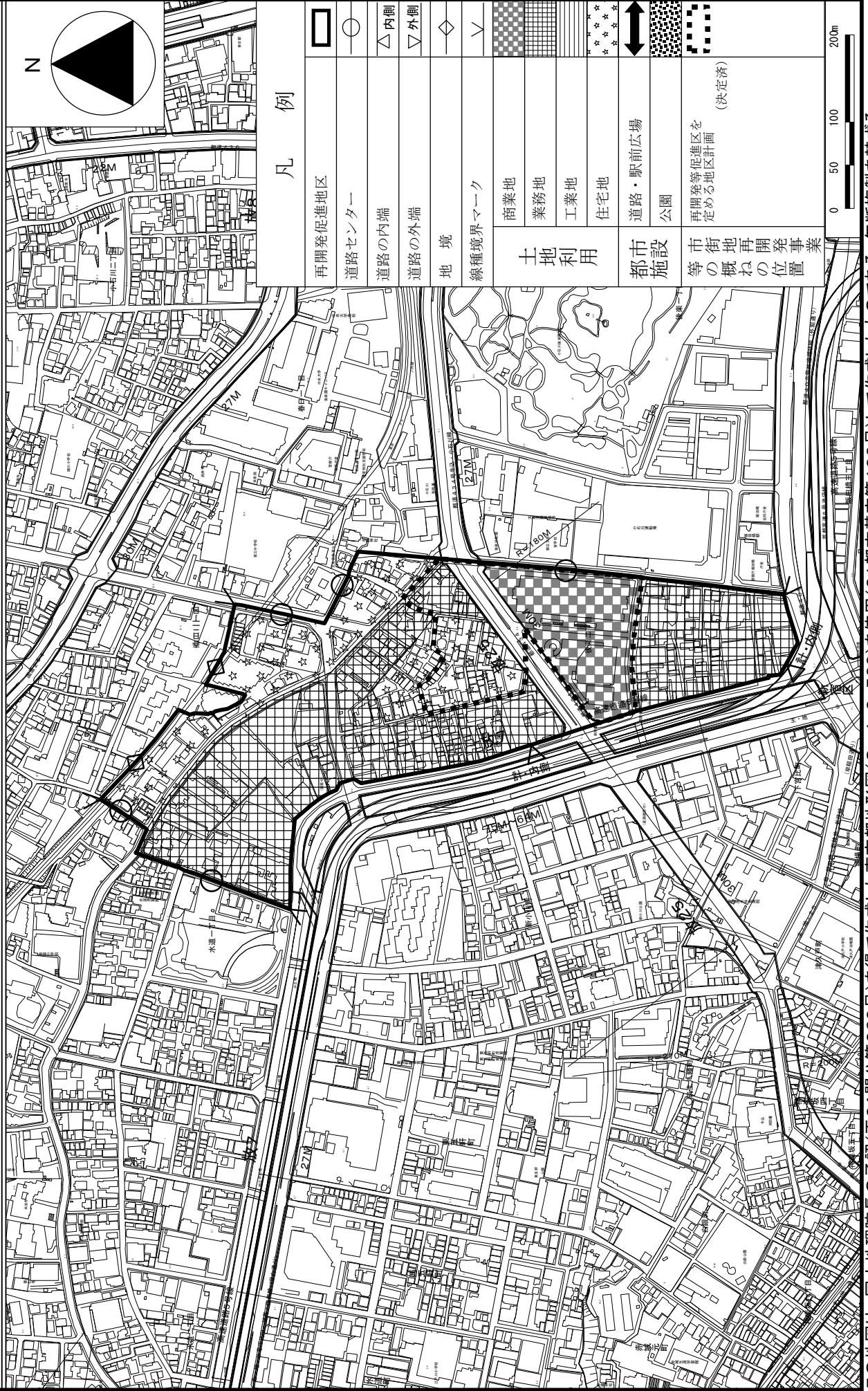
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 2 教育の森公園周辺地区 約32.2ha



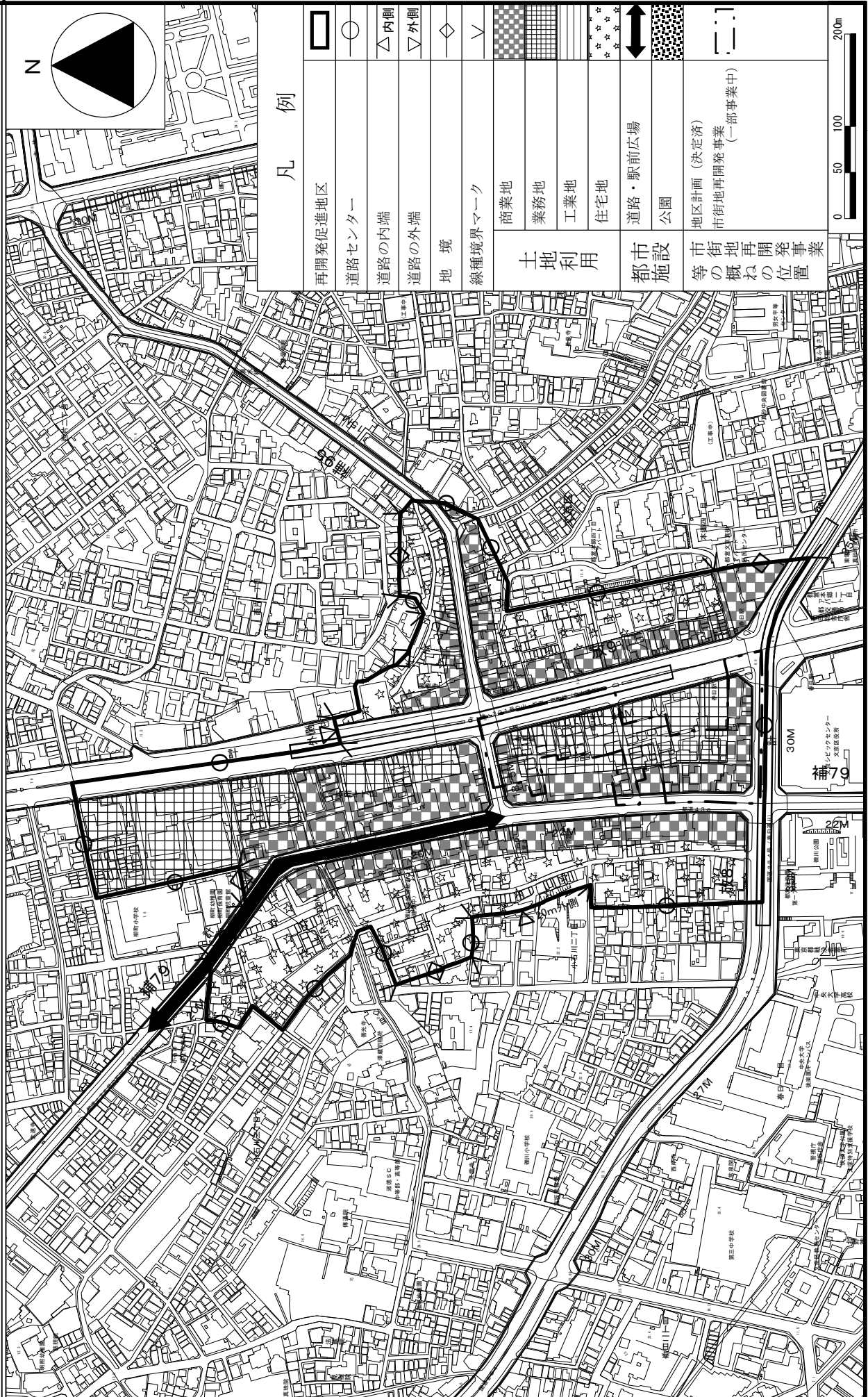
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 3 後楽二丁目地区 約16.6ha



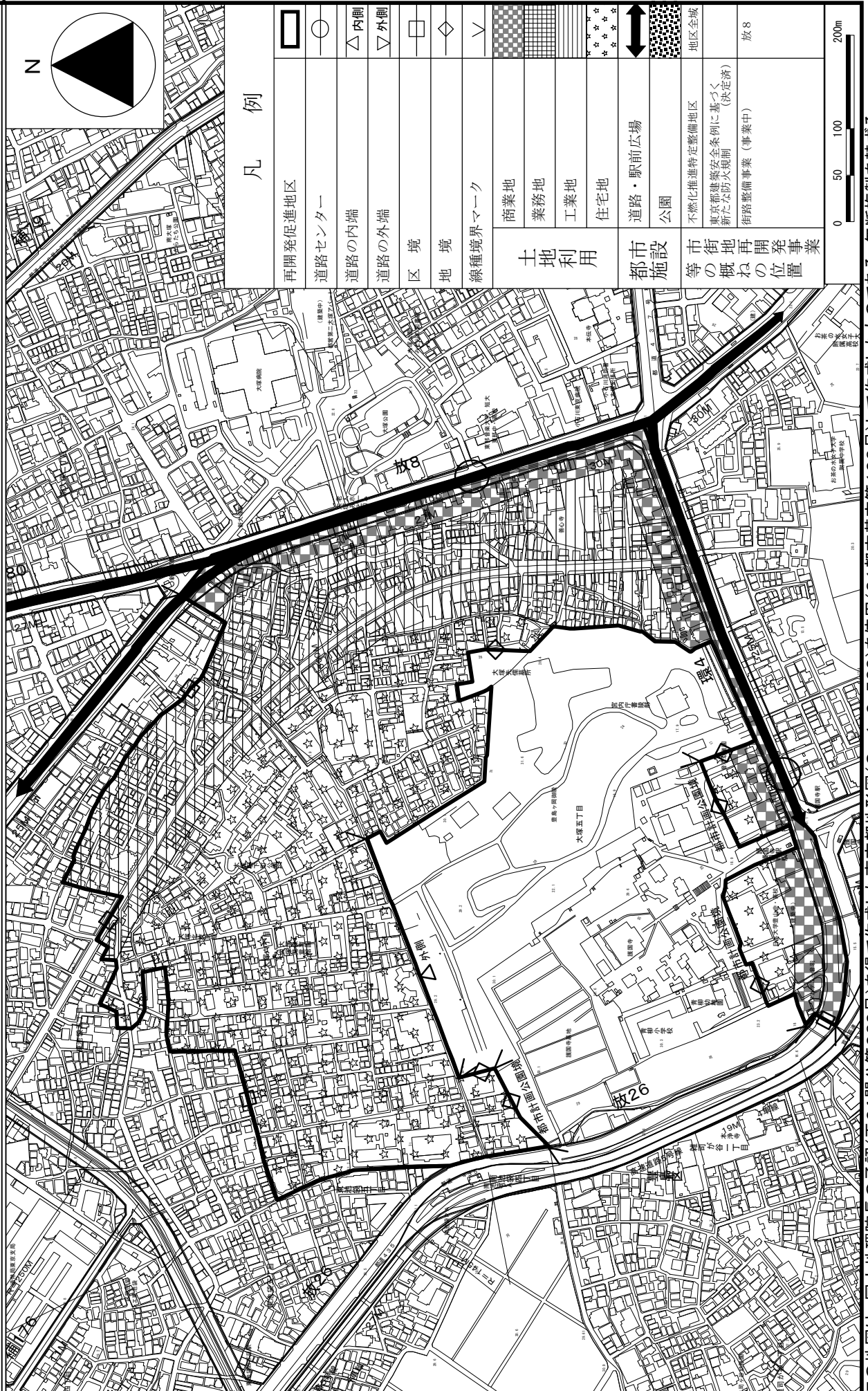
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文.4 千川通り南部周辺地区 約24.0ha



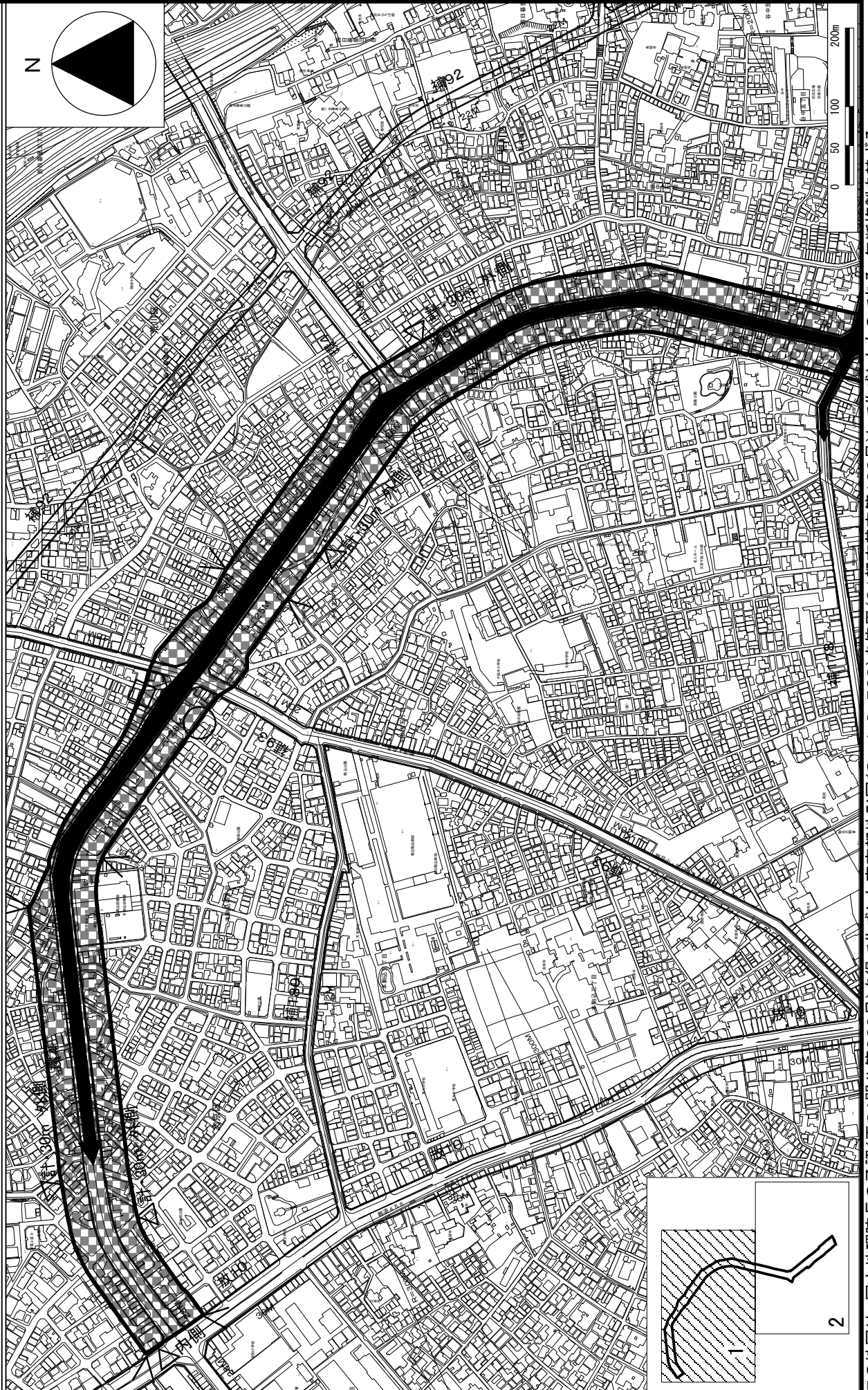
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 5 大塚五・六丁目地区 約27.9ha



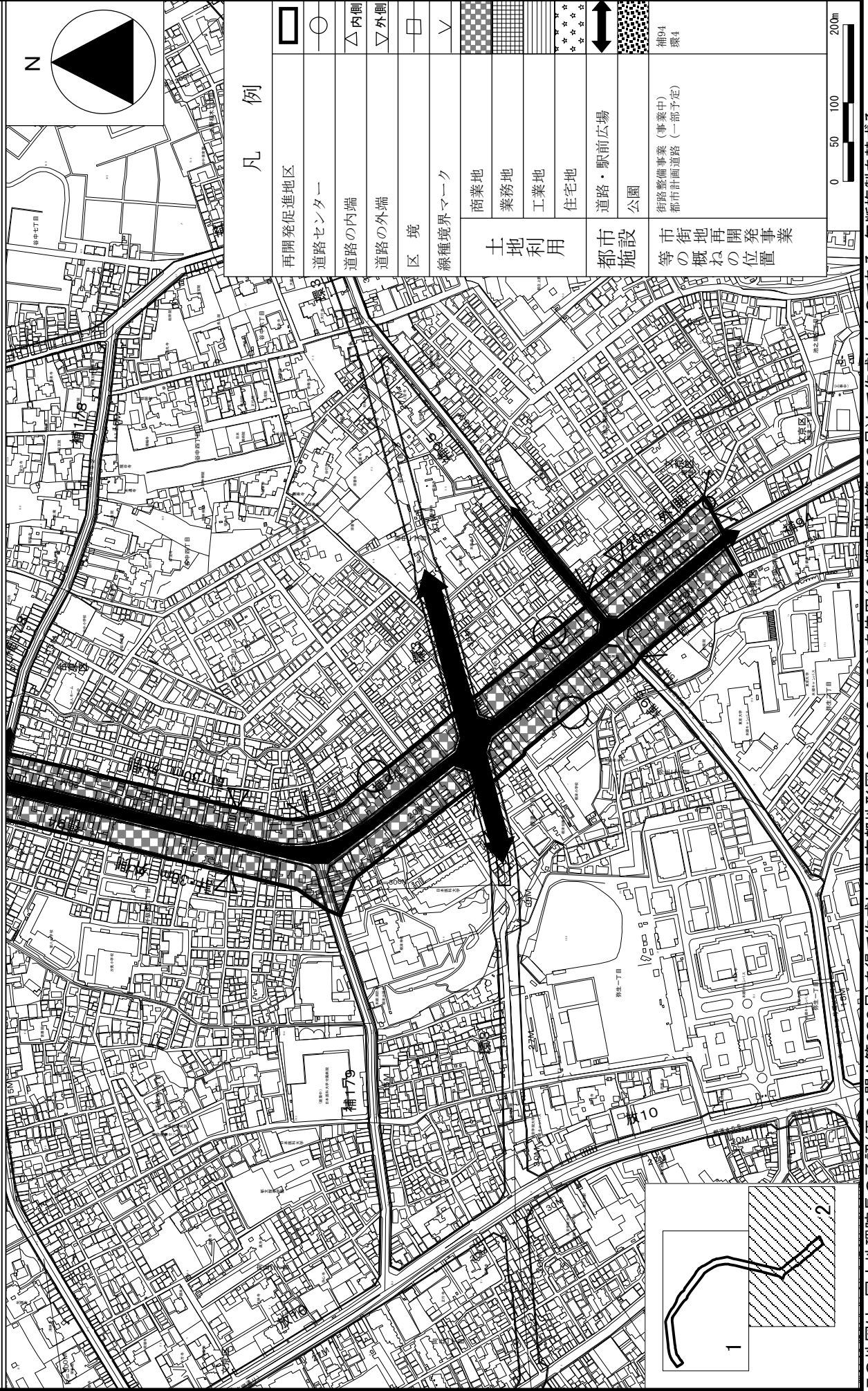
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 6 不忍通り地区 その1

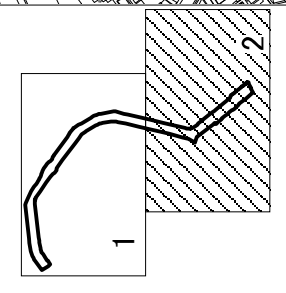


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 6 不忍通り地区 その2 18. 1ha

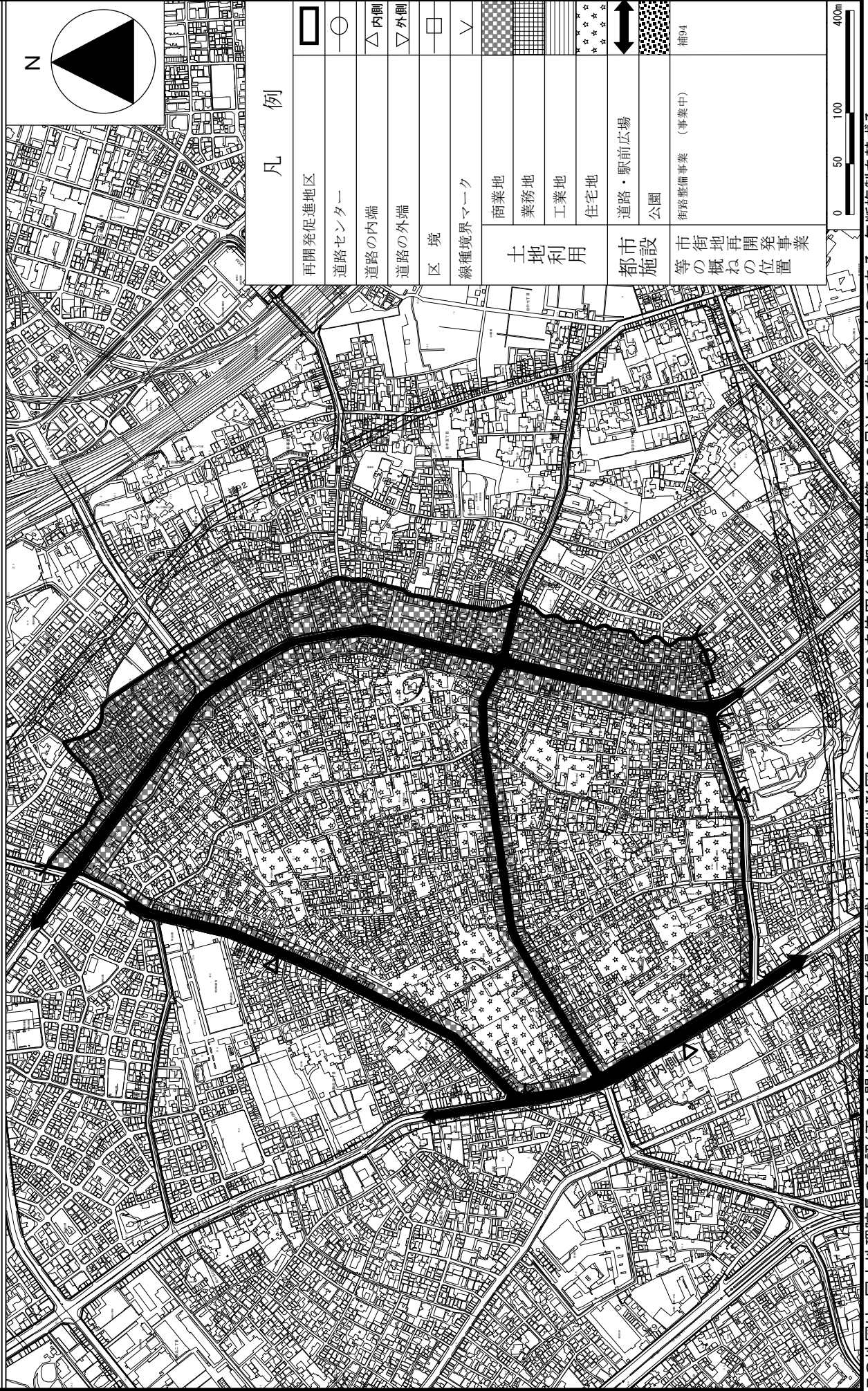


凡 例	
	再開発促進地区
	道路センター
	道路の内側
	道路の外側
	区 境
	緑種境界マーク
	商業地
	業務地
	工業地
	住宅地
	道路・駅前広場
	公園
	補94 環4
	市街地再開発事業 (事業中) 都市計画道路 (一部予定)
	土地利用
	都市施設
	等の概ねの位置



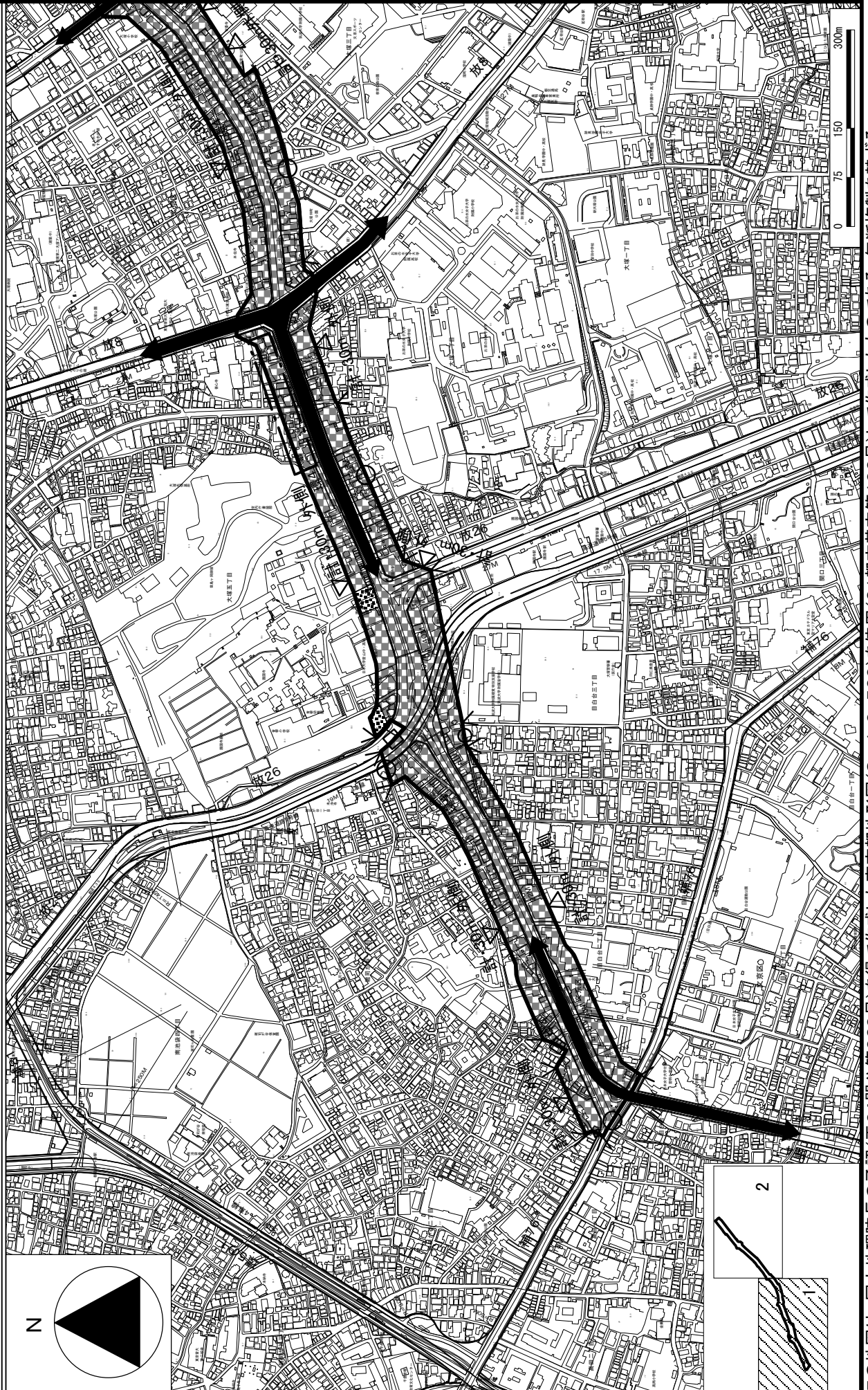
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 7 千駄木・向丘地区 約88.6ha



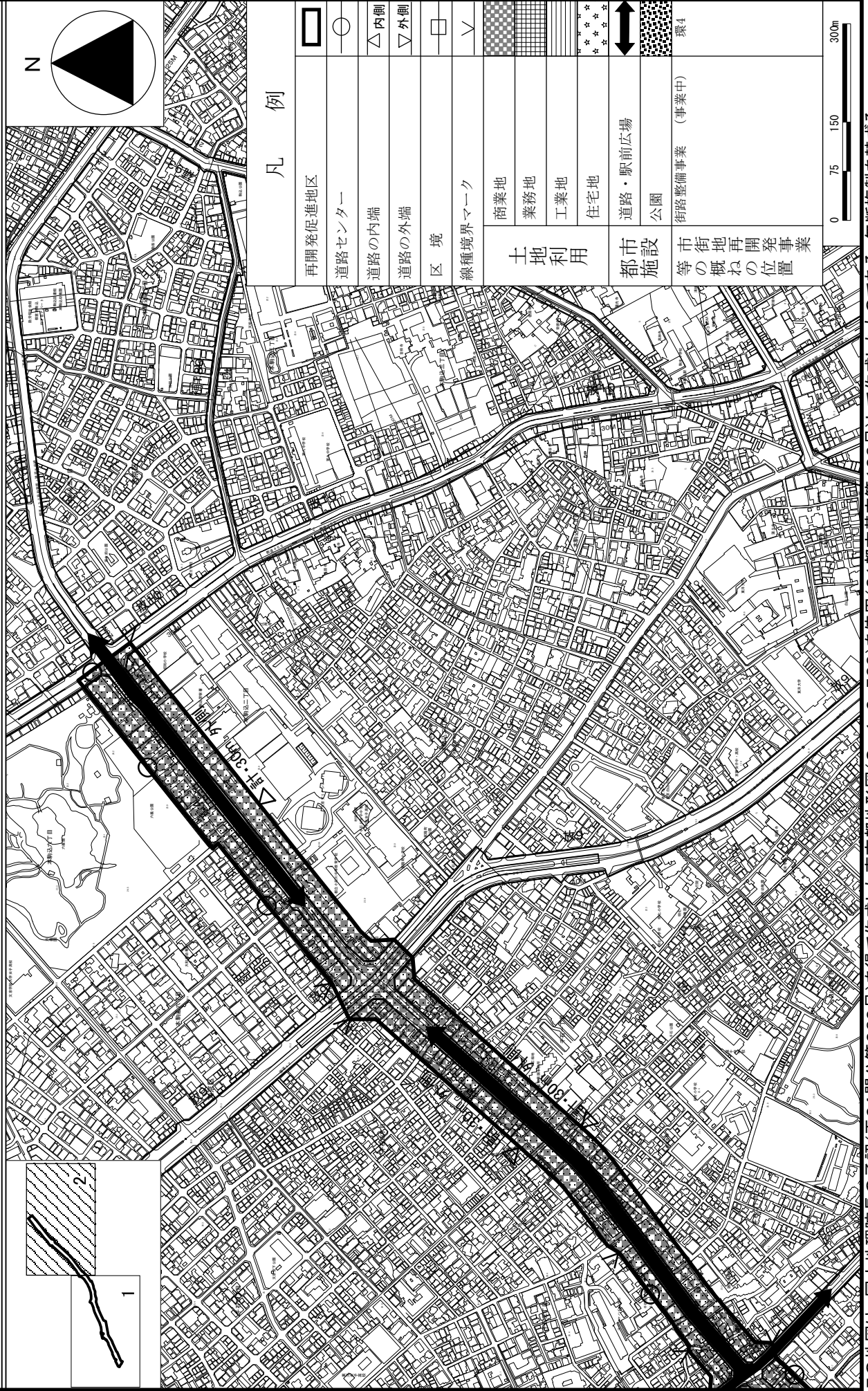
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 8 不忍通り第二地区 その1



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 8 不忍通り第二地区 その2 約20.6ha



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日